

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会及び地震防災対策強化地域  
判定会と地震調査委員会の開催について」の確認事項

平成20年3月26日

平成28年4月1日改訂

平成29年11月1日改訂

文部科学省研究開発局地震・防災研究課  
気象庁地震火山部管理課

「判定会と臨時の地震調査委員会の開催について」の確認事項（平成20年3月26日付）は「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会及び地震防災対策強化地域判定会と臨時の地震調査委員会の開催について」の確認事項として、下記のとおり改訂し、平成29年11月1日から適用する。

南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会及び地震防災対策強化地域判定会（以下「評価検討会等」という。評価検討会と判定会は一体となって開催される。）と地震調査委員会では会長と委員長の兼務をはじめ、兼任している委員がいることがある。その状況において、評価検討会等と地震調査委員会の開催が重なった場合における両者の開催を適切に行えるように整理しておく必要がある。

両者の開催については、社会の関心事の大小、および国等の防災対応との関連性を考慮して以下のように対応する。

1. 評価検討会等の開催中に、地震調査委員会を開催する必要がある場合は、地震調査委員会を気象庁庁内で行うことを基本とする。評価検討会等の会長と地震調査委員会委員長が兼務している場合は、評価検討会等による評価の緊急性に応じ、評価検討会等は会長で開催し、地震調査委員会は委員長代理で開催することも検討する。なお、地震調査委員会開催の対象となる地震の規模、災害状況を勘案したうえ、両省庁協議のもと変更することを妨げるものではない。
2. 定例の評価検討会等の開催予定日に、臨時の地震調査委員会を開催する必要がある場合は、地震調査委員会の開催時間が評価検討会等の開催時間と重複しないよう調整を行うことを基本とする。
3. 地震調査委員会を開催中に、臨時の評価検討会等を開催する必要がある場合は、地震調査委員会の開催場所を変更しないことを基本とする。さら

に、評価検討会等の会長と地震調査委員会委員長が兼務している場合は、評価検討会等による評価の緊急性に応じ、評価検討会等は会長で開催し、地震調査委員会委員長代理で開催することも検討する。

4. 評価検討会等の開催中に地震調査研究推進本部会議（本部長：文部科学大臣）が開催される場合には、地震調査委員会委員長は評価検討会等の会長を兼務している場合であっても、原則として本部会議に出席する。
5. 両者の委員の重複がある場合は、評価検討会等の開催中であっても、評価検討会等及び地震調査委員会の検討事項等を勘案のうえ、評価検討会等の委員が地震調査委員会に出席することを妨げるものではない。
6. 評価検討会等の開催中に地震調査委員会を開催する場合でも、気象庁は共同庶務機関として、地震調査委員会の開催について、これまでと同様の協力、体制の確保に配慮するものとする。
7. 地震調査委員会と評価検討会等の重要性等に鑑み、すでに地震調査委員会委員長あるいは評価検討会等の会長に就任している者を兼務させるような人事にならないことを基本とし、両省庁は、地震調査委員会委員長あるいは評価検討会等の会長の人選の際は、緊密に協議するものとする。

なお、諸般の情勢の変化により、上記の内容を変更する場合には、両省庁は柔軟に協議を行うこととする。

以上